

議案第 8 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 53 の項中「（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。別表第 2 の 55 の項第 1 号において同じ。））」を「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」に改め、「部分及び非住宅建築物」の次に「（オに掲げるものを除く。）」を加え、

			989,000 円
--	--	--	-----------

を

			989,000 円
		オ	住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
		(ア)	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
			91,000 円
		(イ)	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
		(ウ)	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの

			もの 259,000 円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メー ルを超え 10,000 平方メートル以内 のもの 343,000 円 (オ) 床面積の合計が 10,000 平方メー ルを超え 25,000 平方メートル以内 のもの 414,000 円 (カ) 床面積の合計が 25,000 平方メー ルを超えるもの 486,000 円
--	--	--	--

」

に改め、同表の 5 5 の項中「それぞれ合算して」を「合算して」に改め、「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を、「部分及び非住宅建築物」の次に「(オに掲げるものを除く。)」を加え、

「

			494,500 円
--	--	--	-----------

」

を

「

			494,500 円 オ 住宅用途を含む建 築物の住宅用途以外 の部分及び非住宅建 築物(市長が別に定 める場合に限る。) 次に掲げる区分に 応じそれぞれに定め る額 (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル 以内のもの 45,500 円 (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル
--	--	--	---

			を 超え 2,000 平方 メートル以内のも の 79,000 円 (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メー トルを超え 5,000 平 方メートル以内の もの 129,500 円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メートル以内 のもの 171,500 円 (オ) 床面積の合計が 10,000 平方メー トルを超え 25,000 平方メートル以内 のもの 207,000 円 (カ) 床面積の合計が 25,000 平方メー トルを超えるもの 243,000 円
--	--	--	--

」

に改め、同表の 6 1 の項中「それぞれ合算して」を「合算して」に、「第 3 6 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 7 6 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）若しくは建築物省エネ法第 3 0 条に基づく性能向上計画認定の通知書（建築物全体で認定を受けたものに限る。）の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項若しくは第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し（国及び県の建築物については、建築基準法第 1 8 条第 1 6 項に規定する検査済証の写し）、低炭素化法第 5 4 条に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項若しくは第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し（国及び県の建築物については、建築基準法第 1 8 条第 1 6 項に規定する検査済証の写し）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に基づく建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表 1 の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 若しくは等級 5 に適合しているものに限る。ただ

し、建築物省エネ法施行の際現存する建築物については、日本住宅性能表示基準別表1の一次エネルギー消費量等級3に適合しているもの)の写し」を「第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」に、「適合する」を「定める基準に適合する」に改め、同項を同表の62の項とし、同表の60の項中「58の項」を「59の項」に改め、同項を同表の61の項とし、同表の59の項中「それぞれ合算して」を「合算して」に改め、「変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が」を削り、「第30条第1項第1号」を「第30条第1項各号」に、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書の写し」を「これに類する書類として市長が別に定めるもの」に、「第8条第1項」を「第10条」に、「適合する」を「定める基準に適合する」に改め、同項を同表の60の項とし、同表中58の項を59の項とし、同表の57の項中「第30条第1項第1号」を「第30条第1項各号」に、「(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。別表第2の59の項第1号において同じ。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。ただし、建築物省エネ法施行の際現存する建築物については、日本住宅性能表示基準別表1の一次エネルギー消費等級4に適合しているもの。別表第2の59の項第1号において同じ。)の写し」を「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」に改め、「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)」を削り、「第8条第1項」を「第10条」に、「適合する」を「定める基準に適合する」に改め、同項を同表の58の項とし、同表の56の項の次に次のように加える。

57	建築物省エネ法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げ
----	---	----------------------	--

る区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計
(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び別表第2の63の項において同じ。)が300平方メートル未満のもの

267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

432,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

616,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

759,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

898,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

1,024,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め
る額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

102,000 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

171,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メート
ル以上 5,000 平方
メートル未満のも
の

277,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メート
ル以上 10,000 平
方メートル未満の
もの

362,000 円

(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メート
ル以上 25,000 平
方メートル未満の
もの

435,000 円

(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メート
ル以上のもの

510,000 円

(2) 建築物省エネ法第
12条第2項又は第
13条第3項の規定に
よる場合

ア 建築物エネルギー
消費性能基準等を定
める省令第1条第1
項第1号イに定める
基準に適合するもの

次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め

る額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

133,500 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

216,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メート
ル以上 5,000 平方
メートル未満のも
の

308,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メート
ル以上 10,000 平
方メートル未満の
もの

379,500 円

(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メート
ル以上 25,000 平
方メートル未満の
もの

449,000 円

(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メート
ル以上のもの

512,000 円

イ 建築物エネルギー
消費性能基準等を定
める省令第1条第1
項第1号ロに定める
基準に適合するもの
次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め
る額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

51,000 円

(イ) 床面積の合計が

			<p>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p> <p>85,500 円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p> <p>138,500 円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p> <p>181,000 円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p> <p>217,500 円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの</p> <p>255,000 円</p>
--	--	--	--

別表第 2 に次のように加える。

63	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	<p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</p> <p>133,500 円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</p> <p>216,000 円</p> <p>ウ 床面積の合計が</p>
----	--	----------------------------------	---

2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メー
トル未満のもの

308,000 円

エ 床面積の合計が
5,000 平方メートル
以上 10,000 平方
メートル未満のもの

379,500 円

オ 床面積の合計が
10,000 平方メートル
以上 25,000 平方
メートル未満のもの

449,000 円

カ 床面積の合計が
25,000 平方メートル
以上のもの

512,000 円

(2) 建築物エネルギー消
費性能基準等を定める
省令第1条第1項第1
号ロに定める基準に適
合するもの 次に掲げ
る区分に応じそれぞれ
に定める額

ア 床面積の合計が
300 平方メートル未
満のもの

51,000 円

イ 床面積の合計が
300 平方メートル以
上 2,000 平方メー
トル未満のもの

85,500 円

ウ 床面積の合計が
2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メー
トル未満のもの

138,500 円

エ 床面積の合計が
5,000 平方メートル
以上 10,000 平方
メートル未満のもの

181,000 円

オ 床面積の合計が
10,000 平方メートル

		以上 25,000 平方 メートル未満のもの 217,500 円
		カ 床面積の合計が 25,000 平方メートル 以上のもの 255,000 円

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の 57 の項及び 59 の項の改正規定（「第 30 条第 1 項第 1 号」を「第 30 条第 1 項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成 29 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が施行されることに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を定めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。